

公益財団法人電磁応用研究所 会員規程

(目的)

第1条 この規程は、公益財団法人電磁応用研究所（以下「この法人」という。）定款第39条第3項に基づき、会員に関して必要な事項を定める。

(会員)

第2条 会員とは、この法人の事業の目的に賛同し、研究事業に参画又は後援する個人又は団体をいう。

2 会員は研究会に登録して研究会の会議および行事に参加することができる。

3 会員は、パートナー、正会員、研究会会員、参加会員に区分される。

(1) パートナーは、この法人の事業に協力又は連携する事業を行う団体又は個人をいう。

(2) 正会員は、所定の会費を納めて研究会の運営を担当し、委員会に参加する者をいう。

(3) 研究会会員とは、研究会の構成員として登録した者をいう。

(4) 参加会員とは、研究会の行事に参加する者をいう。

(入会)

第3条 会員になろうとする者は、所定の入会申込書を提出し理事会の承認を受けなければならない。

(退会)

第4条 会員は所定の届出によって、任意に退会することができる。

(除名)

第5条 会員が次のいずれかに該当する場合は、理事会の決議を経て、除名することができる。この場合、当該会員に対し、事前に弁明の機会を与えなければならない。

(1) 法令、定款及び本規程その他この法人の規程に違反したとき

(2) この法人の名誉を傷つけ、又はこの法人の目的に反する行為があったとき

(改廃)

第6条 この規程の改廃は、理事会の決議を経て行う。

附則

この規程は、一般社団法人及び一般財団法人に関する法律及び公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律第106条第1項に定める公益法人の設立の登記の日から施行する。